

世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 世田谷区における旅館業及び住宅宿泊事業の適正な実施を図るため、世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「旅館業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿泊所営業及び下宿営業をいう。

2 この要綱において「住宅宿泊事業」とは、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 世田谷区における旅館業及び住宅宿泊事業の現状、課題等についての協議
- (2) 前号に掲げるもののほか、世田谷保健所長が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、区長が委嘱する当該各号に定める人数の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3名
- (2) 区内に住所を有する者 2名
- (3) 区内で旅館業を営業し、又は住宅宿泊事業を営む者及びその関係者 2名
- (4) 関係行政機関の職員 2名
- (5) 教育機関関係者 2名

2 前項に規定する者のほか、区長は、保健所長が特に必要と認めた者を協議会委員として委嘱することができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、世田谷保健所生活保健課において処理する。

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和8年4月15日から施行する。